

令和4年2月14日(月)
学校人事課給与係
担当 立見、金子
内線 4599

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する 規則の概要

1. 改正の概要

令和3年人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

- (1) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正
へき地教育振興法施行規則の規定を準用し、おおむね6年ごとに行っている級地指定の見直しに伴い、へき地学校等の指定を改正する。
- (2) 昭和55年改正規則の一部改正
交通用具使用者に係る通勤手当額を引き上げる。

3. 施行期日

令和4年4月1日